

## 藍住町防災士資格取得補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、防災士を養成することにより町の地域防災力の担い手を育成し、もって地域防災力の向上に寄与するため、防災士の資格取得に要した経費の一部を補助する防災士資格取得補助金(以下「補助金」という。)の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「防災士」とは、「自助」「共助」「協働」を原則として、社会の様々な場で、防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを認定特定非営利活動法人日本防災士機構(以下「防災士機構」という。)が認証した者をいう。

2 この要綱において「防災士研修講座(以下「講座」という。)」とは、防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく講座をいう。

### (交付の対象者及び補助金の額等)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる条件の全てに該当する者とする。

- (1) 資格取得後、町の防災士名簿に登録を行った上で町と連携し地域の防災活動及び啓発に努める者
- (2) 防災リーダーとして町内の自主防災組織等で活動する意思がある者、又は町と連携し自主防災組織の結成促進に努める者
- (3) 町内の防災訓練及び防災研修等に積極的に参加する者
- (4) 藍住町に住所を有し、かつ、居住し、藍住町における町税等(町税及び国民健康保険税)の滞納がない者

2 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 防災士機構が認証した研修機関による講座の受講料
- (2) 前号の講座の受講に必要な教本の購入費
- (3) 防災士資格取得試験受験料
- (4) 防災士認証登録申請料

3 補助金の額は、前項に規定する補助対象経費の合計額とし、12,000円を限度とする。

4 補助金の交付は、1人につき1回限りとする。

5 他の防災士にかかわる補助を受けた場合、当該補助金の額を補助対象経費の合計額から控除する。

### (交付申請及び実績報告)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、藍住町防災士資格取得補助金交付申請兼実績報告書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、防災士として認証された日から起算して1年以内に町長に申請しなければならない。

- (1) 防災士機構が発行する防災士認証状の写し
- (2) 第3条第2項に規定する補助対象経費の支払を証明する書類

### (交付決定及び額の確定)

第5条 町長は、前条の申請を受けたときには、その内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定し、額を確定したときは、藍住町防

災士資格取得補助金交付決定・確定通知書(様式第2号)により、その内容を申請者に通知するものとする。

- 3 町長は、補助金を交付しないことを決定したときは、藍住町防災士資格取得補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は、前条第2項の規定により補助金の額が確定した後に行うものとし補助金交付請求書(様式第4号)により交付する。

(補助金の返還)

第7条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときには、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に定めるものを除くほか、町長の指示に従わなかったとき。

(補助金の交付を受けた者の責務)

第8条 補助金の交付を受けた者は、積極的に地域の防災活動及び町が実施する防災に関する施策に協力しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。